

令和５年度第１回豊川市障害者差別解消支援地域協議会 議事録

日 時：令和６年３月２７日（水）午後３時から午後４時まで

会 場：ふれあいセンター研修室

出席者：１７機関

豊川市身体障害者福祉協会を代表する者

豊川市身体障害者福祉協会 視覚障害者福祉部会を代表する者

豊川市知的障害者育成会を代表する者

豊川市ろう者協会を代表する者

豊川市肢体不自由児（者）父母の会を代表する者

豊川精神障がい者家族会むつみ会を代表する者

豊川市民生委員児童委員協議会を代表する者

豊川市医師会を代表する者

地域アドバイザー（東三河南部圏域）

愛知県豊川保健所職員

豊川公共職業安定所職員

豊川市社会福祉協議会職員

法曹関係者（愛知県弁護士会より推薦を受けた者）

学識経験者（愛知大学より推薦を受けた者）

豊川市教育委員会次長

豊川市子ども健康部次長

豊川市福祉部次長

欠席者：２機関

愛知県立豊川特別支援学校職員

愛知県立宝陵高等学校職員

事務局：

豊川市福祉部障害福祉課

1 あいさつ

<事務局>

第1回の豊川市障害者差別解消支援地域協議会を開催いたします。

まず、配布させていただきました資料のご確認をお願いしたいと思います。まずテーブルの上に、本日の次第、資料1、資料2及び番号が振られていませんが（合理的配慮の提供に関する助成金の）チラシがあるかどうかをご確認いただき、ない方は挙手をお願いいたします。

また、資料1について、文言、意味合いのことを補足説明する部分がございます。資料1 1（1）（カ）にある「障害福祉課内での障害者差別解消法上の差別の唱和」については、障害者差別解消法上において、どのような行為が差別に該当するかを理解するために唱和を行うものです。補足は以上でございます。

それでは、これより協議を開始したいと思いますので、会長、よろしくお願いいたします。

<会長>

それでは、令和5年度第1回 豊川市障害者差別解消支援地域協議会を開催いたします。

平成28年4月に施行されました「障害者差別解消法」については、令和6年4月から改正法が施行されますが、まだまだ法律が浸透しているとは言えない状況であると感じます。障害の有無、年齢、性別に関係なく、誰もが住みやすいまちづくりを目指すためにも、この協議会において、みなさま方の活発なご意見を頂戴いたしまして、差別のないまちへの第一歩となることを、心から願っております。ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。議長は、豊川市障害者差別解消支援協議会設置要綱第5条第4項により、会長が務めるということになっておりますので、私が進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、2名の委員が欠席となっております。また、本日の会議は、設置要綱第6条第2項により、委員の半数以上の出席がございますので、成立いたします。それでは、早速議題に入らせていただきたいと思います。

2 議題

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進のための取り組み

<会長>

議題の(1)の障害を理由とする差別の解消の推進のための取り組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、お手元の「資料1」をご覧ください。1 令和5年度取り組み実績ですが、(1)前年度からの継続活動としては、ア 市民、事業者向け周知啓発活動として(ア)から(カ)の活動を行いました。(ア)は「生涯学習まちづくり出前講座」で、市民団体、グループ向けに障害特性や、障害者差別解消の理解促進講演になります。(イ)は「障害者福祉啓発講座」で、主に民間事業者に向けた差別解消法の啓発講座になります。(ウ)は「広報とよかわ 11月号への改正障害者差別解消法に関する周知記事の掲載」、同じく「広報とよかわ 12月号への障害者週間に関する啓発記事の掲載」となります。(エ)は「障害者週間における来庁者への啓発チラシの配布」を市役所庁内で行いました。(オ)は「市役所における障害者差別解消啓発庁内放送」で、毎月第1、第3月曜日の正午ごろに放送しております。(カ)は「障害福祉課内での障害者差別解消法上の差別の唱和」で、毎朝の朝礼の際に、手話も交えて行っています。また、イの「市職員向け周知啓発活動」としまして、新規採用職員研修を4月に、入庁2年目から3年目の一般職員を対象とした一般職員前期研修を11月に、中央図書館職員向けの講座を12月に、市民病院職員向けの研修を2月に、新任課長補佐級職員特別研修を2月に行いました。

続いて(2)新規周知啓発活動等としては、内閣府作成の改正障害者差別解消法の施行に係るチラシ設置を8月に、同じく内閣府作成の障害者差別に関する相談窓口試行事業「つなぐ窓口」に係るチラシの設置を11月に、愛知県発行の改正障害者差別解消法の施行に係るリーフレットの設置及びポスターの掲示を1月に、市主催の事業者等に対する説明会を3月に、豊川商工会議所が行う会員向けDMを活用した改正障害者差別解消法の周知活動を3月に行いました。

続いて2 令和6年度取り組み活動案となりますが、(1)前年度取り組み活動については、臨時の周知啓発活動を除き、継続して実施する予定です。(2)新規活動としましては、豊川商工会議所月報(メセナ)及び会員向けDMを活用した障害者差別解消法及び関連する助成事業等に係る周知記事の掲載を考えています。

この議題に関する報告は以上となります。

<会長>

では、この件について何かご意見、ご質問等はございますか。

<学識経験者(愛知大学より推薦を受けた者)>

私は私立の愛知大学で教員を務めております。今回の法改正により、愛知大学も民間事

業者の一つとして、対応を求められているところです。それに先立ちまして、先日、講師の方をお迎えして、教員向けの研修会が行われました。講師の方の説明の中で非常に印象に残っているのが、「今回の法改正については、障害がある学生に対して何か特別な配慮をするということではなく、障害がない他の学生と同じように学ぶ権利を提供することが求められている。それが今回の改正内容である民間事業者等における合理的配慮の提供の義務化という意味合いである。」という言葉です。また、講師の話の中で「学生側から、特別な配慮を受けることに躊躇（ちゅうちょ）するという話もあるようだが、支援を受けることであるべき学業を修めることができるのであれば、積極的に利用してもらうという姿勢が重要である。」という言葉もあり、まったくその通りであると感じました。教員に対しても、「法改正により何か負担が増えるのではないか、しなければならぬことが増えるのではないかという不安があると思うが、今回の法改正は、これまで学生に対して個別に行われていた思いやり・優しさを、組織的に合理的配慮の提供として行われるものである。」という話も、本当にその通りだと思います。

大学だけではなく、民間事業者の皆さんも、「金銭も含めて負担が増える」、「知らなければいけないことが増える」と不安に思っていると思われるが、これまで個々の裁量に任されていたものが、法律のもとで体系的に基準をもって提供することができるようになるとポジティブに捉えてよいのではないかと、思う次第です。

別件となりますが、4月からの法改正により、個人、事業者を問わず、相談件数が増えると思われます。様々な立場の方がいる中で、行政としても、相談窓口の対応というところに力を入れていただき、先ほど申し上げた「当たり前の権利」が果たされるよう、注力していきたいと思います。

また、先ほどの事務局の説明の中にあつた取り組み実績については、様々な活動をされているのは理解しましたが、私が見聞きする範囲では、医療分野においてトラブルが生じていることを聞いています。市民病院においては法改正前から合理的配慮については義務であるでしょうから、研修や啓発活動も行っていると思いますが、もう少し規模の小さい病院や診療所にも、そういった研修や活動を広げていただきたいと思います。

さらに、教育分野においてもトラブルが生じていると聞いています。学校関係にも啓発活動を行っているとは思いますが、それ以外にも児童館や公民館等にも、啓発活動を進めていただきたいと思います。

また、難しいかもしれませんが、交通分野についても、バスやタクシーなどの公共交通機関においても研修や啓発活動を行うことで、広く市民、事業者の方に周知できるのではないかと考えます。以上となります。

<会長>

ご意見ありがとうございます。本当にありがたいご意見だと思います。

医療に関して私も一例として意見を述べさせていただくと、数年前になりますが重度の知的障害と強度行動障害を持ったお子さんが、足にモノを落として足が腫れてしまい、

行ったことがない整形外科に行ったそうです。病院の入口にも入ることができず、何とかヘルパーさんと呼んで対応をお願いしたところ、病院の受付からは、診察を受けてくれな
いと困るという回答があった。ヘルパーさんが何度もかけあってくれて、何とか診察と診
察の間に医師に声が届き、医師が「簡単なことだよ」と言って、医師がポータブルのレン
トゲンを車まで持ってきて、診察をしてくださったそうです。

特に知的障害、精神障害、視覚障害、聴覚障害、内部障害の方は、見た目には障害があ
ることがわかりにくい場合があります。配慮を申し出ても、どういう配慮をすればよいか
わからないと言われてしまうことがあるが、障害者団体としても、必要な配慮が提供され
ることを願っています。

他に何かご意見はありますか。

<事務局>

貴重なご意見、本当にありがとうございます。

私ども行政機関も4月からの法改正を契機に、様々な取り組みをしているところで
が、公的な医療分野、教育分野においても、様々なお困りごとや意見があることはうかが
っております。障害の有無にかかわらず、生活しやすい環境づくりを目指して啓発活動
を進めてまいりますので、今後ともご尽力、ご協力を賜りますようお願いいたします。

<会長>

ありがとうございます。他にご意見がなければ次の議題に入らせていただきます。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要に ついて

<会長>

では、議題の(2)の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正す
る法律の概要について、事務局より説明をお願いします。

<事務局>

お手元の「資料2」をご覧ください。この「資料2」は、内閣府が発行リーフレットに
なりますが、法改正の概要がつかみやすいため、こちらのリーフレットを用いて説明させ
ていただきます。

令和6年4月1日より改正障害者差別解消法が施行され、「資料2」中ほどの「改正後」
にあるとおり、事業者による合理的配慮の提供が努力義務から法的義務に変わります。
合理的配慮とは、例えば、車いす利用者や足の不自由な方などのために、段差がある場所
にスロープを設置することや、聴覚障害者や聴力の弱い方などのために施設内放送を電
光掲示板に表示することなど、障害がある方ができないことをできるようにするために
はどのようにすればよいかを考え、必要に応じて当事者等と話し合い、可能な範囲で実施

することが合理的配慮となります。資料2の中には、合理的配慮の例や、不当な差別的取り扱いに関する例などの記載もありますので、お時間がある際にご一読ください。

なお、改めてになりますが、本法における障害者とは、法第二条に規定されるとおり、身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを指します。障害者手帳を有する方だけではなく、社会的障壁により制限を受ける者も対象となりますので、ご留意ください。

この議題に関する報告は以上となります。

<会長>

この件について何か御質問等はございますでしょうか。

<豊川市ろう者協会を代表する者>

電車の利用における、いわゆる無人駅での乗降車について意見があります。聴覚障害がある方が、名鉄本線やJR飯田線の一部の駅が無人駅になっており、その無人駅については、構内を探しても券売機が見つからず、電車にそのまま乗り込み豊橋の駅で下車したところ、料金所の駅員と支払いについて「どうして切符を買っていないのか」などの問答が生じた。何か文書等を駅に貼っていただければよいと思うのですが、行政機関の方はどう思いますか。

<事務局>

実際にお困りという事案であるようですので、鉄道運行会社には市からご意見があったことを伝えたいと思います。

<会長>

他にご意見はありますか。

<地域アドバイザー（東三河南部圏域）>

4月から法改正があることで、様々な周知活動がされていることはわかりましたが、障害福祉サービスの事業所について、法改正があることを知らない事業所もあると思われるが、事業所に対してどのように周知活動をされているのかをうかがいたい。

<事務局>

事務局から回答させていただきます。

資料1の1（2）にあります市主催の事業者等に対する説明会において、各障害福祉サービスの事業者については、事前にメールを配信して、可能な範囲で参加をお願いしております。具体的に参加いただいた事業者数は把握しておらず申し訳ないのですが、全体で10前後の事業者が参加されていたように思われます。

<地域アドバイザー（東三河南部圏域）>

ちょっと参加された事業者数が少ないですね。引き続き周知をお願いします。

<会長>

ありがとうございます。他に何かご質問等はございますか。無いようでしたら、本日の

議題をすべて終了させていただきたいと思います。

それでは、引き続き事務局から事務連絡ございましたら、よろしくお願いします

<事務局>

本日のご協議ありがとうございました。事務局から4件、ご連絡させていただきます。

1件目です。改正障害者差別解消法の施行に伴い、4月以降は障害者、事業者の双方から様々な意見が出ようかと思えます。本協議会の目的である「障害を理由とする差別の解消の一層の推進」のためにも、些細な事でも結構ですので情報共有等、引き続きご協力をお願い申し上げます。

2件目です。令和6年度より、本市では、事業者等が行う障害者に対する合理的配慮の提供について助成金事業を開始する予定です。この助成金は、愛知県下では本市が初となります。助成内容は、事業者等が行う合理的配慮の提供に係る費用助成となります。具体的には段差解消のための手すり・スロープ設置などに係る工事施工費の助成、筆談ボードや折り畳み式スロープなどの物品購入費の助成、点字メニューなどのコミュニケーションツール作成費の助成の3つの費用助成を行うものです。新規の助成事業となりますので、本庁及び支所等でのチラシ設置、市ホームページ内での告知、商工会議所との協力による事業者への案内等を行い、広く周知を図る予定でございます。

3件目です。先のこととなりますが、令和6年11月末をもって、委員の皆様方の任期満了となります。時期になりましたら、委員改選のための推薦等をお願いしたいと思いますので、ご承知おきください。

4件目です。本日の議事録につきましては、後日送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で事務連絡は終了となります。本日はご協議いただき誠にありがとうございました。